
信濃国松代真田家文書目録（その11） 解題

文書群記号 26A

文書群名 信濃国松代真田家文書「ね (A)・の (B)・は (C)・ひ (D)・ふ (E)・へ (J)」の部

年 代 天正年間 (1573-91) 年～明治 45 (1912) 年

数 量 7,622点

註、目録（その9）で、真田家文書目録の解題全体を統合し、さらに真田家文書の管理と伝来などに関する新しい知見を総合した解題を付したが、今年度の目録刊行によって全体の目録化が完成するので、この目録にも目録（その9）の解題を基本とし、それにいくつかの知見を加え、さらに補説として「払方御金奉行の財方における役割について」（種村威史）を加えて、真田家文書の利用に便となるようにした。

入手の経路

本目録は、当館所蔵の信濃国松代真田家文書（文書群記号26A）のうち、既刊史料目録の収録対象からはずされ、書庫の側壁棚に別置されていた文書群の現状を把握するため行った仮整理の段階で「ね (A)・の (B)・は (C)・ひ (D)・ふ (E)・へ (J)」の記号が付された書付型史料群を収録したものである。真田家文書の入手経路については『信濃国松代真田家文書』（その一）～（その六）、とくに（その一）と本目録の解題を参照されたい。

真田家文書の未整理文書の把握のため現状調査した折り、後述するように箱番号としてアルファベットを付したが、これまでの刊行目録の番号付与の方法との整合性をはかり、かつデータ処理の統合性を保つために、本目録では、「A・B・C・D・E・J」をそれぞれ「ね・の・は・ひ・ふ・へ」と置き換えた。場合によっては、「ね (A)・の (B)・は (C)・ひ (D)・ふ (E)・へ (J)」と併記した形で表示した。

真田家文書について

1 真田家と松代藩の歴史

真田家と松代藩の歴史については、『史料館所蔵史料目録 第二十八集（信濃国松代真田家文書〈その一〉）』から『目録（その8）』の解題、とくに（その一）（その二）の解題を参照されたい。さらに、解題末に掲載した、『長野市誌』『長野県史』などの地方史誌類も参照願いたい。

2 真田家文書の管理と伝来

真田家文書の文書管理や伝来については、後述するようにこれまで種々論じられてきた。『真田家文書目録』

(その一) (その二) の解題で、その段階までに明らかとなっていた事実を整理している。これまで刊行された目録(その8)までは、この解題に依拠してきた。しかしその後、真田家文書の管理と伝来についての調査・研究が進み、また30年前に刊行された『真田家文書目録』(その一・二)を参照することが難しいことも生じているようなので、『真田家文書目録』(その9)段階で、その後の調査・研究成果をも取り入れ、真田家文書の管理と伝来についてまとめておいた。以下の解題は、それに若干加筆と付論を加えたものである。

①真田家文書の管理・保存

日記や文書類はそれぞれの部局で作成され、管理保管されてきたものであろうが、それぞれ一定の年限が経過すると長期保存・永年保存の文書記録を専管する部署に引き渡される。それを引き継いだ文書記録専管部署は、「御日記御土蔵」(場所は三の丸で、花之丸御殿へつながらる中御門近くに建設されていた二階建ての土蔵)などに保存し、管理していたようである。その管理台帳の全体は不明であるが、その一つが国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩の文書管理』(名著出版、2008年)に収録した「日記并諸帳面入注文」である。

「御勘定所図面」(年代不明。真田家文書し10<『信濃国松代真田家文書目録(その8)』63頁>)によれば、勘定所の敷地内の少し離れた場所に飯米蔵と棟続きで「御日記土蔵」(御勘定所御帳蔵)がある。執務場所や台所から離れた場所で、土蔵造りであるから防火に配慮した設置であるといえよう。さらに離れたところに「御用紙御蔵」などが配置されているところから、日記土蔵(帳蔵)は、執務場所から少し離れているが、日常的参照のためにも出納が難しい場所に設けられたものと考えられる。この「御勘定所図面」とほぼ同じ平面図が、『松代城絵図集成』(66頁、真田宝物館、2006年)に掲載されており、「松代御蔵屋鋪絵図」という名称が付されている。おそらく「御勘定所」には、年貢米などを保管する蔵が多く設けられていたため一般に「御蔵屋敷」と称されていたのであろう。

この勘定所(御蔵屋敷)は、松代城東側の堀のさらに北東の場所にある「蔵屋敷」がそれであろう(『松代城絵図集成』所収「信州松代之城図」<年代不明>。真田宝物館の原田和彦氏教示)。勘定所の北は筑摩川(千曲川)の河川敷につながり、東と南は侍屋敷である。

「御勘定所図面」によれば、この勘定所(御蔵屋敷)には、郡方の執務部屋の他に、勘定元メ、代官、物書、初掛、御金掛、御内借掛、拝借掛、御蔵番、手代、仲間らが勤める部屋が配置されている。いっぽう「松代御蔵屋鋪絵図」には、御郡方役所、拝借方役所(御金掛、御内借掛、拝借掛という名称は付されていないが部屋の位置と大きさは「御勘定所図面」と同じである)、勘定所、御勘定所御帳蔵とあり、「御勘定所図面」とほぼ同じ配置である。

そういう点で、勘定所(御蔵屋敷)は、在方・財方の中核部署の役所といえよう。ここで業務にともなって作成し、受け取り、管理し参照してきた文書記録が、時の経過とともに日常的参照の機会が少なくなると、同じく年数の経過した執務日記類とともに「御日記土蔵」(御勘定所御帳蔵)という帳蔵(文書庫)で管理・保管していたのではないだろうか。後述するが、本目録に収録した文書の大半は、最終的にこの勘定所ないし勘定所所管

の帳蔵（文書庫）において管理され、保管・保存されていたものと思われる。

松代藩では、財方の職制が整備されていたことは伺われるが（吉永昭「藩財政についての基礎的研究（上）・（下）」（『史学研究』第55号・56号、1954年）、いまの段階ではその概要は不明である。ただ、補説として掲載した種村論考によれば、藩財政組織の基幹に御金奉行所が位置しており、御金奉行所には収入を扱う元方御金奉行と支払いを担当する払方御金奉行（払方役所）の二つの部署があった。諸役所からの請求に対する支払いは払方御金奉行がかかわっている。

御金奉行は、納戸方に属していたようで、勘定方とは所属が異なっている。これは、大元の収支を司る職制と個別の財務を司る職制に一定の距離を持たせたためであろうか。

宝暦10年の「御本丸御絵図」（『松代城絵図集成』52頁）によれば、「納戸方御金方」は本丸の一階の南東部分にある。この一階部分には、殿様の寝所や居間があり、それを取り囲むように「小納戸」「近習方」など側方の諸詰所があり、さらに「御用部屋」などの重要な役職の勤務場所がある。そこから大広間を隔てた南東部の角に設けられており、その近くに大きな「御土蔵」や「辰巳櫓」がみえる。

明和4年に、本丸機能の政務財務部門が「花の丸御殿」に移り、御金方役所は「台所続二階」に配置されることとなった。

②真田家文書の伝来

信濃国松代藩の文書群は、現在、真田宝物館（長野市松代町）と国文学研究資料館に分割されて所蔵されている（伝来の概要については、原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」＜国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院、2008年＞によっている）。

真田宝物館所蔵史料は、総数1万3千点余りで、保存蔵の中でさらに大小の箱や箆筒・長持などに収納されていたという特徴がある。国文学研究資料館（譲渡当時は、文部省史料館）所蔵史料は、昭和26（1951）年に真田家から譲渡を受けたもので、現在も継続して史料目録を作成し刊行中の膨大な文書記録群である（そのほか寄託文書2千点余）。譲渡した分と残した分を内容的に区分けした明確な基準はみられないが、譲渡段階でそれぞれ異なる場所で管理・保存されていたとみられている。なお譲渡分は3万件余という点数がしばらく示されていたが、それは1980年代での既整理分を含めた予想の点数であり、整理が完了するとおそらく7万件近い件数になると思われる。

原田和彦氏の研究によると（原田和彦「『真田家文書』について」（『信濃』第50巻第4号、1998年）、松代藩文書は、A大名真田家としての戦国時代からの伝来の文書群（「吉文書」）とB松代藩の各部局が作成し、管理・保存してきた文書群に分けられ、前者Aの多くが真田宝物館に所蔵されている（現在、それらの一部は長野県宝に指定されている）。

真田家は明治政府から歴史編纂のための史料提供の要請を受け、日記類を中心とした調査と整理を行った。さらに大正7（1918）年から14年にかけても、史資料の整理を行ったが、その際Aに関しては天保4（1833）年に作成された「吉光御長持入記」（「吉文書」）という目録が用いられ、Bについては「旧藩御日記其外書

類入記」が新しく作成され、その後の文書群の管理・保存に用いられてきたという。

大正期の整理記録に、松代の真田家別邸の二番倉一階全部に「民政上累年の書留帳簿類」が保存されていたとあり、また土蔵の中でさらに筆筒類に保存されていた「多数の書類や伝来の図書」があったことが述べられている。原田氏は、前者が文部省史料館（現在、国文学研究資料館）に譲渡されたBで、後者が真田宝物館（1966年、真田家から当時の松代町（同年に長野市へ編入）に寄贈）に伝えられたAであろうと推定している。Aの文書管理史については、解題末の関連文献にあげた原田和彦氏の一連の論考を参照していただきたい。

真田宝物館のものと国文学研究資料館のものをあわせると8万件を超える膨大な史料群であるが、Bの松代藩政文書全体の特徴は大きくわけて二つある。一つは幕府老中関係の文書群で、もう一つは約2,000冊の日記である。その多くは各役・各部署が公的に記録した公的御用日記である。種類は「家老日記（江戸・国許）」をはじめ約50種ほどである。中には欠本のために連続性を欠くものや、1冊しか残っていないものもあるが、家老のほか御側向諸役、勘定方・郡方に御目付を加えた主要奉行所などの役職日記が伝えられていることに特色がある（原島陽一「宝物館所蔵真田家文書の特色と意義」＜『松代—真田の歴史と文化—』第4号、1991年＞）。この日記類については『史料館所蔵史料目録 第二十八集（信濃国松代真田家文書〈その一〉）』（国立史料館、1978年）の「解題」を参照されたい。中でも「家老日記」は貞享3（1684）年から明治4（1871）年まで、289冊現存している。これらの日記の大半は国文学研究資料館にあるが、真田宝物館にも200冊あまりの日記が確認されている。

明治4年7月に廃藩置県が行われ、松代藩も松代県となった。しかし、その後、明治4年11月、信濃国内諸県の統廃合があり、松代はじめ飯山・須坂・上田・小諸・岩村田、椎谷（一部）の7県は廃止となり、長野県に統合された。松代には長野県松代庁が置かれたが、明治5年2月に松代庁のすべてを長野県庁に移管し、閉庁となった。松代県村々はこのような統治体制の改編にともなって長野県に引き継がれることとなった（『長野市誌 第五巻・歴史編近代一』長野市、1997年）。廃藩置県の折に、全ての藩で事務引継と文書記録の引き渡しが行われたであろう。松代県から長野県への引継書類の記録は、前出の『藩の文書管理』に収録されている。

廃藩置県によって、藩侯の文書記録と、松代藩庁管理の文書記録のうち松代県・長野県に引き継がれない文書記録は、元知県事真田家のもとにおかれ、時を移さず新御殿（通称、真田家別邸）内の蔵に収蔵されたものと推測される。

明治期になると諸般の事情で、家臣諸家から文書記録が流出する事態が生ずるが、真田家では積極的にそれらを収集している（原田和彦「真田家文書の基礎的考察—流入文書について—」＜『松代—真田の歴史と文化—』第10号、1997年＞）。このように流入文書があり、さらに東京の真田邸からの道具類を合わせて明治13（1880）年に整理が加えられているが、それでも明治期には幕末期の文書管理保存の形態をほぼそのまま受け継がれていたようである。その伝来形態に手が増えられたのは、前述した大正7（1918）年

からはじまる伝来の絵画・諸道具および古文書類を合わせた総合整理によるものであった。大正7年から14年にかけて、真田家別邸に伝えられていた大名道具類や古書・古文書類が全面的に整理されたのである。

このように伝来形態の変更があったことはたしかであるが、しかし箱単位や塊の形は大きくくずされてはいない。文書記録の「ウブ」な形が多く伝えられていたことが松代藩文書群の一つの特徴である。

それはいうまでもないが、真田家をはじめとする多くの関係者の配慮と努力があったためであり、様々な諸条件がうまく整っていたからである。廃藩置県から戦前期までは、真田家政組織による美術工芸品や道具類、あるいは古書・古文書類の管理・保存のための大きな努力と配慮の積み上げがあったため、多くの資料が今日まで伝えられてきたのである（以上、前掲『藩の文書管理』の解題にもとづいている）。

③戦後に分割された真田家文書

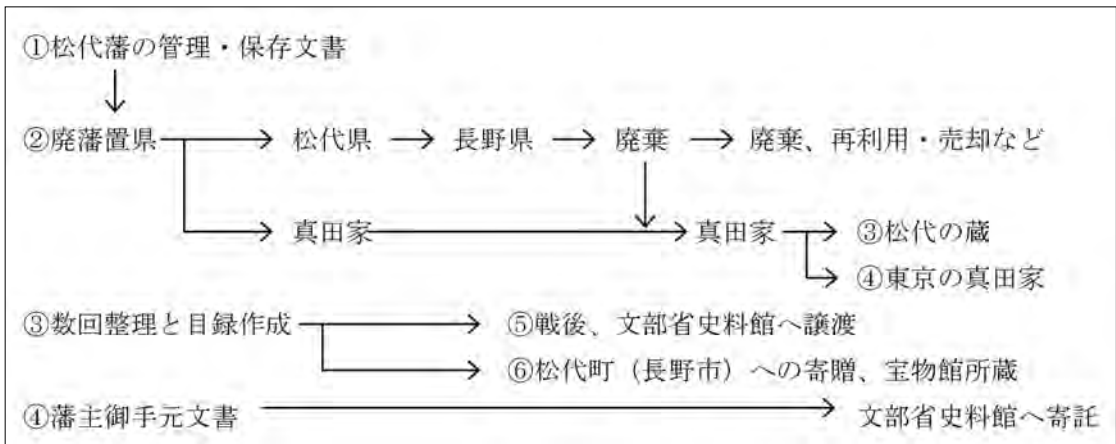
真田家文書は、現在、国文学研究資料館と真田宝物館に二分されている。この分割についてさまざまに論じられてきたが、史料館で整理を担当した原島陽一氏は、この分割については両者に重なる部分があるために、厳密に分割基準らしきものはなかったとしている（原島陽一「宝物館所蔵真田家文書の特色と意義」＜『松代』第4号、1991年＞）。

一方、北村保氏は、真田宝物館文書はそれぞれある種のまとまりをもって収納されており、一番から三一番に分類された大小不揃の容器に収納され、真田家の分類にもとづいて真田邸内の土蔵に収納された状態のまま整理されたものであるという。そして、他の文書記録類とは区別され、真田家では「異なる扱いを受け、異なる土蔵に収納されていた」と指摘している（北村保「真田宝物館所蔵真田家文書について」＜『信濃』44-1-2、1992年＞）。この北村氏の指摘は、真田宝物館所蔵の真田家文書の管理・保存のあり方を端的に示すものである。つまり、戦国期以来の家伝の文書は、真田家として重要な文書であるため、特別の保存措置がはかられていたのである。

北村氏の指摘を受けた原田和彦氏は、大正7（1918）年の再整理時記録の検討によって、真田家文書には二つのまとまりがあって、一つは筆筒など容器の中に収納されていた多数の書類と、一つは二番倉の階下全部に置かれていた図書と民政上累年の書留帳簿類があったことを指摘した。さらに、この状態は文部省史料館に譲渡された時にもそのままであったであろうとした上で、真田宝物館所蔵の真田家文書はその多くが筆筒などに収納されているところから前者の「筆筒の中に所在する多数の書類や伝来の図書」にあたり、一方、国文学研究資料館の真田家文書については「民政上累年の書留帳簿類」であったとした（前掲、原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」など）。

このように、真田宝物館と国文学研究資料館の所蔵文書には、多少重なるところはあるが、真田宝物館の文書は真田家の「家伝の文書」、国文学研究資料館の文書は「藩政の文書」で、後述するようにその多くは主として勘定所で管理・保存されていた文書群であると考えられる。

真田家文書伝来経路図



④国文学研究資料館真田家文書の整理の歴史

以上のような経緯で、戦後、真田家文書の一部が文部省史料館の所蔵史料となった。真田家文書を松代から東京へ輸送するのに鉄道貨車1輛を要したといわれるほどの大量なものであったため、冊子目録を編成するための整理では、まず簿冊型史料と一紙型の書付・絵図とに形態分けをしている。この方法は、史料館の整理方針とも相異し、利用にも不便であることは認識しつつも、多量の史料を少しでも早く目録化して一般の利用に供するための例外的な措置として採用したものと断っている（『信濃国松代真田家文書目録（その一）』解題、1978年3月）。そして『信濃国松代真田家文書目録（その一）』には簿冊型史料約1万1千点を収録し、『信濃国松代真田家文書目録（その二）』以降には、主として一紙型の書付・絵図の目録が収録され、現在、『信濃国松代真田家文書目録（その10）』まで刊行している。平成21年度は残り全部の未整理史料と補遺分をあわせて『信濃国松代真田家文書目録』（その11）と（その12）として刊行し、真田家文書目録の編成と刊行を終了させることとした。寄託文書については目録（その12）の解題を参照願いたい。

なお、旧真田家別邸に残され、その後、長野市に寄贈となり、現在、真田宝物館で管理・保存されている真田家文書については、前掲の原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」を参照されたい。

史料館では、印刷目録を6冊刊行した段階で、なお膨大な未整理史料があったため、平成12年度に、残存史料状況を把握し、目録編成の方向性を探るため、概要調査を実施した（史料館リサーチアシスタント倉持隆『史料館所蔵真田家文書未整理史料調査報告書』2001年。この報告書は刊行したものでない）。この段階で、未整理史料は、品川区にあった旧書庫の2階史料庫前室（棚3・箱2）、2階史料庫奥室側壁に棚（箱11・籠）に置かれており、全部で34箱（文書箱25・衣装箱7・ダンボール箱2）に残存史料が収納されていた。このとき、棚や衣装箱など保存単位ごとに番号・記号が付されて、史料収納現状のスケッチや概要調査が行われている。この概要調査のとき便宜的に付されたのがA～Nの記号である。本目録に収録した「ね(A)・の(B)・は(C)・ひ(D)・ふ(E)・へ(J)」はこのとき付された収納単位ごとの中間記号である（前掲『史料館所蔵

真田家文書未整理史料調査報告書』)。なお、残存史料の整理の経緯については、本目録と同時に刊行される目録（その12）の解題も参照されたい。

未整理史料といっても、一部仮整理済みで内容的にまとまっているものがあり、一紙書付型史料のみでなく、簿冊型史料も未整理史料の中に混在している。

史料搬入からしばらく、前述したような事情で、史料館では史料そのものの形態分類や内容分類による整理が行われてきた。それでも書付が一括して残存している場合にはその伝来形状を尊重して一括のまま配列し、また事案毎に「一件史料」として封筒・袋等に一括伝存しているものはその伝存形状を尊重して史料を配列したと明示しているように、紙縫で綴ったり、包紙で包んだりしていた個々の小文書群の固まりの原状はくずしていない。しかし、同じような内容・形態の文書をまとめて新しく綴ったり、紙紐などで束ねたり、新しく封筒にまとめたりしていることは多く見られ、これは史料原形の破壊である。当時の史料調査整理論の未発達や諸般の事情があつて一概に批判できないところであるが、たいへん残念なことである。それはともかく、史料館で新たに加えられた作偽も、これも一つの「作られた現形」としてその纏まりを物理的に崩さず、整理を行い、番号を付与していった。

そして、本目録編成にあたっては、「管理・保存の現形」の場合も「作られた現形」の場合も区別せず、その小文書群単位をばらすことなく一括して配列した。したがって、「作られた現形」の小文書群には、内在的に関連をもたない文書が混在しているものも少なくない。

この「作られた現形」に関連して、史料館に搬入された真田家文書の整理に当初から係わってこられた方は次のように話している（前掲『史料館所蔵真田家文書未整理史料調査報告書』）。つまり、①黒い衣装箱に入れられているもあるが、これは史料館で改めて入れ直したものである。また、箱ごとの意味はなく、雑多なものが入っているということであった。さらに②受け入れ当初の整理は文書をすべてばらして一点ごとに旧封筒に入れ、文書の内容を記載していた。その際に内容に合わせて「部門」を記入したが、現在ではそれが適当なものかどうかは問題がある。そして③封筒に入れることが間に合わなくなり、文書の端裏に鉛筆で内容や分類を記すようになる。④最初の内は文書を一点一点ばらしていたが、その後一括されていた文書の端をこよりで綴じるようになったということである。

なお、衣装箱は三井文庫時代からのもので、松代からの搬入後、それほど時間が経過していない時期に、一紙書付型文書をそれなりに形や内容を勘案してこの衣装箱に収納したのではないかとわれている。

⑤真田文書群の特色

前述したように、文部省史料館に移された文書記録は、松代の真田家別邸の二番倉一階に保存され、その所在が確認されていた「民政上累年の書留帳簿類」であることが明らかとなった。民政上とは主として郡奉行所（勘定所・蔵屋敷）のことであると考えられる。既刊目録収録史料の大半も郡奉行所（勘定所・蔵屋敷）に伝存された史料であると推定されている。

目録（その7）の解題でも、かなりの部分は郡奉行所（勘定所・蔵屋敷）に伝存した文書ではないかと推

定しているが、①真田家文書の管理・保存の項で勘定所の絵図にもとづいて検討したように、当館所蔵の真田家文書（藩庁の文書）、そして本目録に収録した文書の大半は、郡奉行所（勘定所・蔵屋敷）及びその管理する帳蔵に保管・保存されていた勘定所関係の文書記録といってよいであろう。廃藩置県後、帳蔵文書の大方は、散逸することなくそのまま真田家別邸の二番倉1階に移され、保存されてきたのであろう。

このような出所をもつ当館所蔵の真田家文書の特色について、これまで刊行した10冊の目録解題から整理すれば次のようになる。

- ・各役局で日常の執務の必要から作成された、いわゆる生の文書が圧倒的に多い。代官の年貢徴収のために作製された「上納差出」から、奥向きの支払い帳簿まで、後年編さんされた文書がほとんどない。
- ・藩の要路に片寄らず、藩の職制や業務の上では末端に近いと思われる諸役人の仕事に関する事柄を示す文書が少なくない。
- ・真田家文書の全体構成としては化政期以後の文書が圧倒的である。これは、嘉永6年の火災で、藩政文書も大きな損害を受けた結果と思われる。
- ・勘定帳簿には、作成者のほかに、その勘定について確認し、立ち合い、見届け吟味するものなどが次々に署名捺印している。
- ・一般的に廃棄されてしまっても何ら不思議でないような零細な書類が、しかも多量に残存しているところに特色がある。
- ・文書の作成または受理を担当した部署で取扱った文書を一括して袋入などにして保存を計ったものが見受けられる。
- ・多いものは百通以上に達する組文書が見られる。
- ・村方騒動文書や争論文書など、事件に関係する一連文書が包括的にまとめられ、一括保存されているところに大きな特質がある。
- ・評議書類などで、定例化した事案でも毎回、伺を立てて決済を求めるという官僚的文書管理制度は確立していたと見受けられる。
- ・綴込伺書は農民上申文書その中に含み込むが、本質的には藩の部局内授受文書というべきものである。これら諸文書の伝存の理由は、これらが後代の事務参考に供すべき先例文書としての意味をもつこと、またそこに封入された農民提出の請書・濟口証文・各種の誓約文書が永続的な証拠効力を有するといった事情によるものであろう。

3 収録文書群の構造と目録編成方式

本目録に収録した「は (C)・ひ (D)」の文書群は、文部省史料館に搬入された後で黒い衣装箱に入れられていたもので、「へ (J)」は同じ時期に葛籠に収納されたものである。「ね (A)・の (B)・ふ (E)」の文書群は、2000年度の未整理史料調査の時に中性紙製段ボール保存箱に収納したものである（前掲『史料

館所蔵真田家文書未整理史料調査報告書』)。衣装箱・葛籠は、旧史料館書庫2階の奥室の右壁側に積まれていたもので、保存箱に収納されたものは同じ書庫の前室にあった木製書棚にそれぞれまとめられていたものである。

これらの内、一部藩政期にまとめられたものもあるが、大方は内容を勘案して真田家文書群のあちらこちらから集めて収納したものである。また、当時の整理担当者は箱ごとの意味はなく、雑多なものが入っているものもある、と述べている(前掲『史料館所蔵真田家文書未整理史料調査報告書』)。このように本目録に収録した「ね(A)・の(B)・は(C)・ひ(D)・ふ(E)・へ(J)」の各文書群は、そのかたまりにあまり意味がないものである。したがって、内容上必ずしも明確なまとまりがあるわけではなく、また藩庁での作成部局あるいは保管部局を直接特定できる文書も多くない。

アーカイブズ学の原則に従えば、目録編成は本来、各文書の最終保管部局を確定した上で、組織構造に対応した文書群体系を示す編成にする必要がある。しかし、「ね(A)・の(B)・は(C)・ひ(D)・ふ(E)・へ(J)」の部の文書群の場合、保管部局を明確に確認できる文書は少ない。

とはいえ、もともと関連文書を袋に収納して保存していたり、綴込んでいたり、紙縫で束ねていたり、いわゆる「管理・保存の原形」もある程度残っている。そこで、作成や宛先の人名を頼りに『真田家中明細書』(史料館叢書8、東京大学出版会、1986年)で担当役職を特定することはある程度可能であった。もともと松代藩の場合、諸役を兼任する場合が少なくないこともあり、各文書を最終的に保管したと推定される部局を一つに絞ることはなかなか困難であったが、複数の宛先人名および作成者がわかる場合は相当高い確度で推定でき、少なくとも職務の傾向はつかむことができた。

それによって、本目録に収録した文書で差出人(作成部局)・宛名(受理部局)が分かるか推定できるかなりの部分は、あるいは類推される文書伝達経路や取り扱われている事案の内容から考えて、在方・財方業務に直接関わった郡奉行所、なかでも郡奉行の管轄のもとにある勘定所で管理・保存されてきた文書記録である可能性が高い。

なお、財務組織や財務関係文書の作成・移動などについては、後掲の種村威史補説を参照されたい。

つづいて具体的編成についてである。衣装箱・葛籠・保存箱単位の大枠は崩さないで、その大枠のなかでの分けけと編成を行った。前述したように各「ね(A)・の(B)・は(C)・ひ(D)・ふ(E)・へ(J)」と記号を付された箱単位と、その次のレベルのまとまりは、ある段階で整理担当者によって人為的に集められたものであるのもあまり意味を持っていない。そのため次の第2層、つまり小文書群の塊、包み、結びなど、いわゆる「保存の現状」(原形の痕跡)が残っている「まとまりと括り」を編成の基本単位とした。そして、「まとまりと括り」(小文書群)単位の文書記録の受取部局を第一義編成基準とし、ついで作成部局や文書機能・文書の動きを勘案して分けけし、編成した。どうしてもまとまりや関連を見出せない若干の文書は、各箱単位の後に「その他」としてまとめた。

具体的には、まず第一に受取部署に着目し、ついで作成部署と文書記録の機能・移動などを勘案し、さら

に次の階層段階でも、2001年の概要調査時の写真や中間番号順や整理時の現状（目録採録の順序）を重視したが、部分的に従来の目録の内容区分けを加味した部分併用方式を採用した。

一応この様な方式で区分け編成しているが、不明確なものも少なくない。したがって、一群全体を見ていただきたい。かかる編成方式による目録は、たしかに主題別などの分類目録に比べて検索に少し時間がかかるであろうが、しかし検索からもれる文書は少なくなるはずである。

4 松代藩の職制について

文書の作成と管理システムを検討するためには、職制・部局とその機能が明確になっている必要があるが、残念ながら松代藩に関する職制研究は進んでいない。わずかに『史料館所蔵史料目録第二十八集（信濃国松代真田家文書その一）』（国立史料館、1978年）の解題や『史料館研究紀要』第10号（1978年）に収録された、原島陽一「真田家文書と松代藩家臣団の職制機構」及び井上勝生「藩財政史料の構造と分類方法について」によってその一端を知ることができるだけである。

2001年に『長野市誌 第三巻・歴史編・近世一』（長野市）が刊行され、その一項目に「歴代藩主と藩組織」が設けられ、叙述されているが、必ずしも立体的に把握できるようになっていない。今後の検討課題であろう。

本目録では、笠谷和比古氏が1988年に公表した「大名家文書の史料的特質と目録編成」（史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、所収。のち笠谷和比古『近世武家文書の研究』法政大学出版局、1998年に再録）に掲載した「『大名家文書』成立の模式図」をもとに、真田家文書の整理の過程でえた知見をくわえて「松代藩職制図」（種村威史作成）を作成してみた。文書利用の参考にしていただきたい。

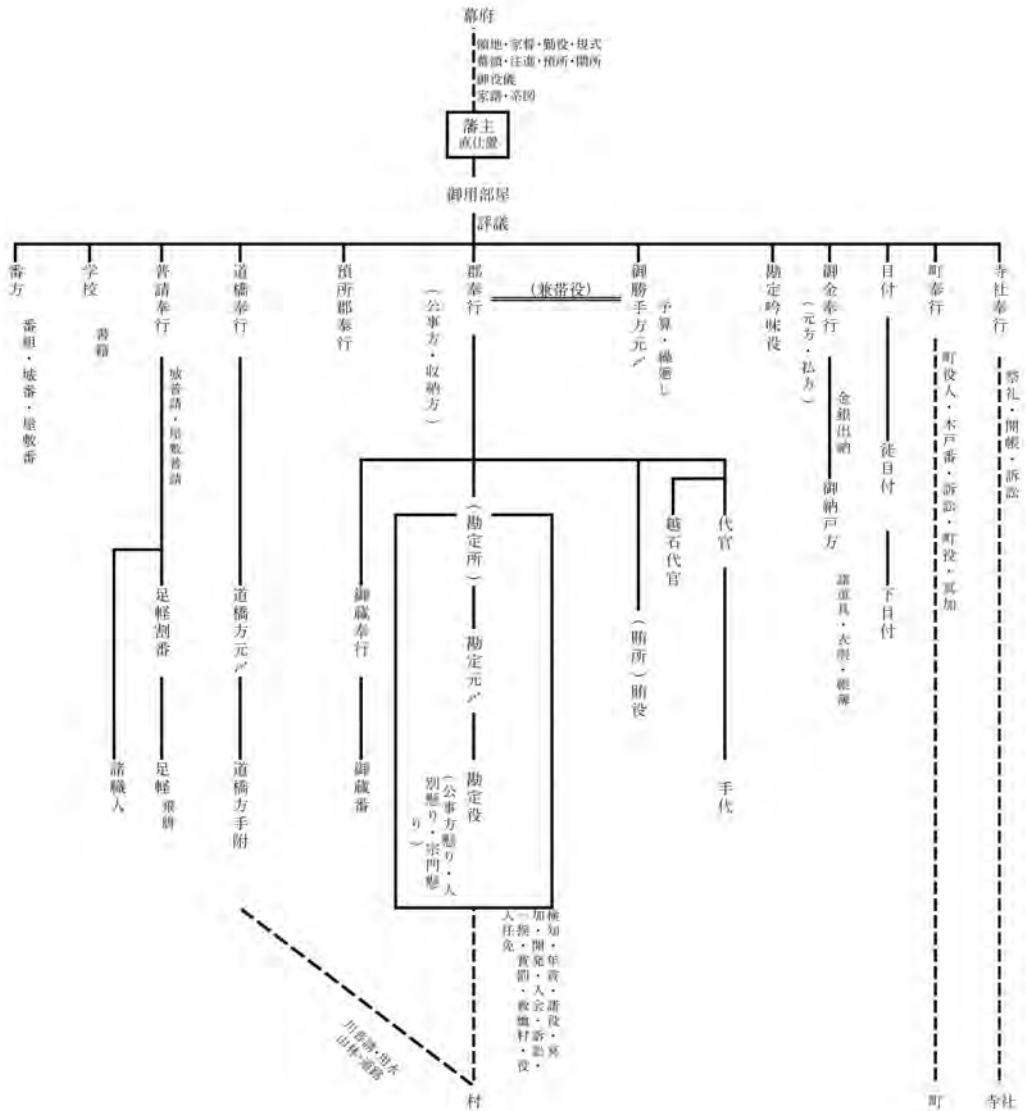
なお、明治2年6月に実施された版籍奉還によって、諸藩は大幅な職制改正を行うが、松代藩の財政を担う「計政局」や政務を担当する「政治所」などの職制が整い、稼働し始めるのは明治2年12月である。

そのため、前目録（その9）と同じく本目録でも個別文書群内の編成の大区分けでは、明治2年11月までを「藩政」としてくり、12月以降を「松代庁」（原文書には「松代藩庁」と出てくる場合が多い）としてくくった。

なお、職制改正によって郡方所管の財政・民政部局（御蔵屋敷が勤務部署）は計政局と神社郡政局に移行し、納戸三役（元方御金奉行・払方御金奉行・納戸役で、花丸御殿が勤務部署）と勘定吟味は計政局に移行したようである。これらの点については、補説および目録（その12）の解題を参照されたい。

また、「藩主（藩侯）」と「真田家」は区別しており、藩政期の藩主関係は「藩主（藩侯）」に区分けし、「真田家」は明治4年の廃藩置県以降の元藩主家である真田家に関係するものを示している。

松代藩職制表



出典：笠谷和比古『近世武家文書の研究』、250頁所収の「図2『大名家文書』成立の模式図」に種村威史が加筆・修正し作図。

5 個別文書群内の配列と概要

以下、各まとまり単位に区分け配列し、各区分け名称を付し、さらに当該文書群の概要を記述した。また、区分け名称の後に、「勘定所」や「計政局」など部局名を記しているが、それは当該文書群を最終的に管理・保存していたと考えられる部局である。なお、部局名を付していないものが若干あるが、それは部局名を特定できなかったためである。